

## 指名停止について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

平成29年1月13日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

#### 【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章  
契約管理係長 下地 公介  
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊佐 安史  
管理第二係 永田 千春  
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(有)南風原工務店	沖縄県那覇市字国場 1 1 6 9 - 6 ピュアセブンズ 1 0 2

### 2. 指名停止措置期間：

平成 2 9 年 1 月 1 3 日 ~ 平成 2 9 年 5 月 1 2 日 ( 4 カ月)

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

(有)南風原工務店の代表取締役らは、渡名喜村発注の伝統的建造物群修復事業に関し、同村教育長から事前に入札に関する情報を教わり公正な入札を妨害したとして、平成 2 8 年 1 2 月 2 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、沖縄県警に逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 6 0 年 8 月 6 日付け総会計第 6 4 2 号）別表第 2 第 1 0 号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

#### ○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第 2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上 1 2 カ月以内

## 指名停止の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株) 奥村組	大阪府大阪市阿倍野区松崎町 2 - 2 - 2

### 2. 指名停止措置期間：

平成 29 年 1 月 13 日 ~ 平成 29 年 3 月 12 日 (2 カ月)

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

元(株)奥村組名古屋支店土木部員は、国土交通省中部地方整備局発注工事に関し、入札情報を得るために不正な行為を行った。公訴時効が成立しているため贈賄容疑では逮捕されていないものの、国土交通省職員に対する贈賄行為を行ったことが明らかである。

### 5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 60 年 8 月 6 日付け総会計第 642 号)別表第 2 第 15 号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

### ○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第 2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内